

支援金詳細

人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）

労働者の自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進するため、助成金を給付します。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	雇用保険適用事業所の事業主
公募期間	～
上限金額・助成金	教育訓練休暇制度：制度導入に対して30万円を支給 長期教育訓練休暇制度：制度導入に対して20万円を支給 教育訓練短時間勤務等制度：制度導入に対して20万円を支給
給付要件	都道府県労働局が受理した制度導入・適用計画に基づき、その計画期間の初日に対象となる制度を新たに導入し、雇用する被保険者に対して、計画期間中に休暇を付与し、その被保険者に訓練を受けさせた事業主であること等
その他	
問合せ先	対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html